

恵庭市有林に係る森林経営計画の認定について

恵庭市が所有する「市有林」について、恵庭市森林整備計画に基づく適正管理を推進するため、森林法に基づく「森林経営計画」を策定し、令和8年3月31日に認定を受けました。

1. 森林経営計画とは

自らが経営する森林の経営管理に係る長期の方針等を定める計画であり、この内容が市町村森林整備計画に適合していると認められる場合は市町村の認定を受けることができます。

2. 計画認定により得られる効果

(1)市有林

- ・各種補助金や税制優遇等の支援の対象となる

(2)私有林

- ・小規模な私有林は、単独で森林経営計画の認定を受けることができない(*)
- ・「市有林」が認定を受けている場合は、これに追加する形で小規模私有林も認定を受けることが可能
➡「市有林」だけでなく「私有林」の適正管理にも寄与

(*)【森林経営計画の面積要件】

- ①林班面積の1/2もしくは30ha以上（属地計画）
- ②100ha以上（属人計画）

3. 申請者及び認定者

ともに恵庭市

4. 計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

5. 計画の内容

(1)対象

すべての市有林（合計面積：33.46ha）

(2)基本的な方針

森林資源の保続培養、環境への配慮とともに木材の有効活用による持続的な森林経営を通じて、森林の多面的機能の発揮を目指す。

(3)「望ましい森林の姿」の実現に向けて必要となる施業

恵庭市森林整備計画に定めるゾーニングごとの「望ましい森林の姿」の実現に向け、必要な施業（伐採、造林など）を計画的に進める。※現状、今後5年間で必要となる施業はなし